

太地町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画
策定業務委託評価要領

1 評価基準

それぞれの審査委員及び事務局が下記の評価の視点を元に、各評価項目を採点する。配点は、審査委員60点（審査員全員の平均。企画内容等）、事務局40点（実績や会社規模等の判断が明らかな内容）とし、総合計得点で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

	評価項目	評価の視点	配点
審査員	企画内容	計画策定に係る企画内容	60点
事務局	提案業者の策定実績	同計画の実績	10点
	主担当者の経験	主担当者の実務年数	10点
	個人情報保護	個人情報漏洩のリスク度	10点
	会社規模	業務に対応可能な従業員数	10点
			100点

2 その他

- (1) 有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合点数の高い最優秀提案事業者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。
- (2) 総合点数が同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。